

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

出雲市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

出雲市全域

### 1. 現況

本市は、県内最大の穀倉地帯である出雲平野の水田経営を中心に、海岸部の砂丘地帯、南部の中山間地域、北部の半島地域などで、それぞれの気候や地形・土壌等に応じた多様な農業が営まれており、島根県の農業算出額の約4分の1を占めている。

一方、農業・農村においては、農業従事者の高齢化や減少に伴い、地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の地域資源の保全管理に支障が生じることを懸念している。加えて、農道、水路等生産基盤の老朽化に伴う生産力低下や遊休農地の増加等、様々な問題に直面している。とりわけ中山間地域は、傾斜地が多く畦畔面積が大きいことから労働生産性が低く、それに加え有害鳥獣被害による生産意欲の低下等により前述の問題が顕著に表れている。さらに、本市は地すべり地帯が広く分布しており、農用地の荒廃が進むことにより災害の発生が懸念される。

また、近年地球温暖化防止、生物多様性に配慮した農業が注目されている。この農業は消費者の食糧に対する安心・安全意識が高まる中、減化学肥料・減化学合成農薬で生産された農産物に付加価値を付けて販売することで収益性の高い農業経営が見込めるものの、本市においての広がりとはいえない状況である。

### 2. 目標

市全域において法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払）を推進し、地域の共同活動によって地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担軽減を図っていく。

併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払）を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全する。

一方、中山間地域においては、上記事業に加え、同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）も推進することにより、本市の北東部と南部に多く存在する条件不

利な農地が持つ多面的機能の保全を中心に、地域資源の適切な確保に努める。  
以上により、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                     |
|---|-----------|-------------------------------|
| ① | 市全域       | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 別紙に定める地域  | 法第3条第3項第2号に掲げる事業              |

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次の通り定める。

### （1）対象地域及び対象農用地

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### （ア）5法指定地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法による指定地域

（出雲地域：稗原・朝山・乙立・園、平田地域：全域、佐田地域：全域、多伎地域：全域、大社地域：全域）

##### （イ）指定棚田地域

棚田地域振興法による指定地域

##### （ウ）知事特認地域

a 島根県中山間地域活性化基本条例に指定された地域（出雲地域：上新宮・上津村、湖陵地域：西浜村、斐川地域：畑・阿宮）

b 農林統計上の中山間地域に指定された地域（湖陵地域：全域、斐川地域：旧出西村）

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上を対象とする。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満を対象とする。

（ウ）上記アの（ウ）に定める地域については、イの（ア）の急傾斜農用地のみを対象とする。

(エ) 上記アの(ア)以外の地域で(イ)に定める地域については、指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地と物理的に連坦している緩傾斜農用地も対象とする。

出雲市農業の有する多面的機能発揮の促進区域図

